

第35回総会 令和2年4月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、4月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

また、相続届出1件、使用貸借合意解約6件、賃貸借合意解約10件が提出されておりますので併せてご報告いたします。総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和2年度第35回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は、新型コロナウイルス感染緊急事態宣言等に対応したことで、農業委員13名、推進委員4名の17名の出席であります。本日の議案件数であります、8件を提案しております。

議長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。11番〇〇委員、25番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第222号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第222号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、申請件数は議案書1ページ通り、1件であります。

申請番号1番を説明します。申請者：三納の〇〇、申請地：大字三納〇〇番合併他<sup>ほか</sup>3筆、登記・田、畑、現況・宅地、面積642㎡、申請内容・目的：一般住宅用地、主な施設の内容：住宅、物置、農機具倉庫、車庫、面積200.5㎡で始末書が添付されています。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

6番 今回18番〇〇委員と私（6番〇〇委員）が、会長の命を受けて、4月21日、午前8時15分から、杉尾係長と書類審査を実施した後、事務局より緒方局長、杉尾係長

同行の元、農地法第4条1件、第5条6件の現地調査を行いました。順次報告してまいりますので、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

- 6 番 申請番号1番の報告をいたします。申請地は、三納地区の〇〇集落です。県道札の元・佐土原線の〇〇交差点より北へ約500m行った右側の集落です。詳細は配布済みの地図を参照してください。今回の申請は、申請人〇〇さんの祖父が、昭和22年頃に転用の許可を得ずに、住宅、物置を設置、平成元年頃に、申請人〇〇さん本人が、農機具倉庫及び車庫を建築したもので、違反転用を是正する、転用申請になります。現在、住宅2軒、物置、倉庫、車庫等の建物が3軒建っております。

許可なく建築された建物等に関しては、始末書が添付されています。周囲には、隣接した住宅が両側に2軒あります。また、東側に三納川の堤防、西側道路を挟んで水田、南、北側に隣接した住宅があり、雨水、生活排水は、排水溝に放流されています。申請地は、第1種農地と判断され、集落に接した農地に建てられた住宅であり、642㎡と基準を超えますが、隣接している以前からの宅地には、申請者の娘さんが住むこととなっている家屋2件分の宅地を合計しますと956㎡であり、基準内となり、許可やむを得ないと判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 223 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。  
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 223 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、申請件数は議案書 2～3 ページ通り、合計で 6 件であります。申請番号順に説明いたします。

先ず 1 番を説明します。譲受人：右松の〇〇、譲渡人：大字妻の〇〇、申請地：大字妻〇〇番 1、他 2 筆、登記・現況とも田、面積 2,677 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：宅地分譲用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：宅地分譲用地 10 区画、面積 2,677 m<sup>2</sup>です。

次に 2 番を説明します。譲受人：大字妻の〇〇、譲渡人：〇〇町の〇〇、申請地：下妻〇〇番、登記・現況とも畑、面積 693 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：宅地分譲用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：宅地分譲用地 3 区画、面積 693 m<sup>2</sup>です。

次に 3 番を説明します。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅〇〇番 3、登記・現況ともに畑、面積 233 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：一般住宅用地、権利の内容：所有権移転（贈与）、主な施設の内容：一般個人住宅、面積 82.81 m<sup>2</sup>です。

次に 4 番を説明します。譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原〇〇番 2、他 1 筆、登記・畑、現況・雑種地、面積 97.5 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：農業用施設用地、権利の内容：使用貸借権、主な施設の内容：簡易直売所、駐車場、面積 97.5 m<sup>2</sup>で始末書が添付されています。

次に 5 番を説明します。譲受人：札幌市中央区の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納〇〇番、他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,189 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：太陽光発電施設用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光パネル 360 枚設置、面積 589.25 m<sup>2</sup>です。

次に 6 番を説明します。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財〇〇番 5、登記・現況ともに畑、面積 2,932 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：農業用

施設用地、権利の内容：使用貸借権、主な施設の内容：牛舎 3 棟の建築、面積 800 m<sup>2</sup>です。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

18 番 申請地は、妻地区の〇〇町、〇〇体育館を入り、〇〇町児童公園の北側の農地です。

詳細は、配布済みの地図を参照ください。今回の申請は、〇〇が〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、宅地分譲用地を造成・販売するための転用申請です。

周囲は、東側は宅地、西側も宅地、南側は児童公園、北側は宅地となっています。雨水は、進入路の側溝から、児童公園前の側溝に接続して流します。生活排水は、下水道を利用します。転用に伴う、土砂の流出については、公園と同じ高さで盛土し周辺住宅地とバランスをとることで、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地周辺関係者への説明、同意も得ているとのこと。申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第 3 種農地となり、許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 申請地は、妻地区の〇〇集落です。〇〇駐車場の北側になりますが、詳細は配布済

みの地図を参照してください。今回の申請は、申請人〇〇が、〇〇さんから売買にて所有権移転を受け、一般個人住宅分譲用地進入道路及び3区画の住宅建設用地転用申請であります。周囲は、東側市道、西側、南側、北側宅地となっております。雨水は、市道側溝へ排水し、生活排水は公共下水道を利用し、土砂の周辺への流出も周囲にブロックを設置し、特に懸念するところはありません。周辺関係者への説明も行われております。また申請地は、都市計画区域内の第3種農地となりますので許可可能な案件であります。調査委員一同許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

18 番 申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇神社の東側の農地です。詳細につきましては、配布済みの地図を参照ください。今回の申請は、申請人、〇〇さんが〇〇さんから贈与により、所有権の移転を受け、一般個人住宅を建設するための転用申請です。周囲東側はアパート、西側は雑種地、南側は道路、北側は倉庫となっております。雨水は、敷地内から南側側溝に流します。生活排水は、下水道を利用します。転用に伴う、土砂の流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされ、同意も得られているとのこと。この申請地は、都

市計画区域内にあたり、第3種農地となり、許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。  
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。  
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 申請地は、〇〇集落で、西都原、茶臼原線の、〇〇大橋を茶臼原に上がり、T字路を左折し120mほど進んだ左手の農地であります。詳細は地図を参照ください。

今回の申請は、申請人の父〇〇氏が10年ほど前に、転用許可を得ずに設置した農作物無人販売所を、申請人〇〇氏が譲り受け運営していたことで、違反転用を是正する使用貸借権の転用申請であります。約67㎡のパイプハウスに遮光ネットを張り、地面はそのままに、販売棚3台、ワゴン車(廃車)を利用し、料金箱等が設置してありました。その横に車2台の駐車場を設置する計画で、地面が軟弱な場合は、砂を入れる程度で土地改良区にも了解が得られています。周囲は、東側道路、西側、南側父所有農地、北側道路、雨水は自然浸透、生活排水は発生しません。周辺土砂流出等についても特に懸念するところもなく、農振農用地ではありますが、農業用施設であり許可可能な案件であります。違反転用に対する始末書も提出されており、許可はやむを得ないと判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

特にありません。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 この申請地は97.5㎡ですので、小規模転用の届け出のみではいけないのですか。

事務局 今回の申請は、娘さんが父からの使用貸借権の設定となりますので該当にはなりません。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 5番について特別調査員の報告をお願いします。

18 番 申請地は、三納地区の〇〇集落で、市営〇〇住宅から約100m西側に行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照してください。今回の申請は、札幌市の〇〇が、〇〇さんから売買により、所有権の移転を受けて、太陽光発電のパネルを設置するための転用申請です。周囲は、東側は、国有地などがある田、西側は宅地、南側は宅地、北側は山林となっています。雨水は、自然浸透により排水します。

転用に伴う、土砂の周辺への流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされ、同意も得ているとのことですので。この申請地は、農地のつながりが10ha未満の第2種農地となることから、許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 6番について特別調査員の報告をお願いします。

18 番 申請地は、三財地区の〇〇集落で、中部グリーンロード線沿いの農地です。詳

細については、配布済みの地図を参照してください。今回の申請は、〇〇が〇〇さんから使用貸借により借り受けて、牛舎を建設するための転用申請です。周囲は、東側牛舎、西側は農地、南側は牛舎、北側は牛舎となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地周囲は、申請人の牛舎であります。この申請地は、農地のつながりが10ha未満の第2種農地となることから、許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)



議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 224 号農地法第 3 条における下限面積（別段面積）の設定について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 224 号農地法第 3 条における下限面積（別段面積）の設定について、令和 2 年度の西都市の農地法第 3 条における下限面積を 50 アールとする。ただし、東米良地区に関しては 10 アールとする。また、空き家に付属した農地に限定した農地（農業委員会が指定した農地に限る）については、1 アールとする。

議 長 補足説明をお願いします。

事務局 ご説明申し上げます。下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行なわれないことが想定されることから、農地の譲受人又は、借人が耕作することになる農地の面積が、農地取得売買・貸し借り後に、最低 50 アール以上なければ農地法の 3 条の許可ができないものであります。

しかし、農地法施行規則第 17 条第 1 項又は、同施行規則第 17 条第 2 項に該当すれば、50a 以下の別段面積を設定できるものとなっております。下限面積の別段面積につきましても、毎年見直すことが義務付けられていることから、総会の議決を求めるものであります。先ほど農地部会で協議し、提案の承認いただきまして、本年度の設定面積につきましても、昨年度と同じく東米良地区を除く西都市内は 50 a、東米良地区は 10a、農業委員会が指定した、空き家に付属した農地を 1a とするものであります。

また、東米良地区を 10a とした理由は、農地法施行規則第 17 条第 1 項又は、同施行規則第 17 条第 2 項に該当すれば、50a 以下の別段面積を設定できるものとなっていることと、同第 1 項に、別段面積は 10a 以上とするとありますので、昨年度と同じく

下限面積を 10 a とするものであります。

次に、空き家に付属した農地に限定した農地については、1 アールとすることについて説明します。この制度については、平成 29 年 6 月 30 日に制定した取り扱い規準によって運用されています。この制度では、農地が付属する空き家は、あらかじめ空き家バンクに登録されていることが前提となっています。その農地を取得する方の 3 条資格面積の下限面積（通常 50a）を緩和する下限面積を設定していただくのですが、その面積を 1 アールと設定するものです。この制度は、売買や貸借が難しい空き家に付属した農地について、下限面積を引き下げることで遊休農地解消や市外からの新規就農を目的とする移住促進になることを目的としています。新規就農者が多いことから、取得後 5 年以上は継続して耕作する旨の誓約書と営農計画書の提出を義務づけています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 説明がおわりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

21 番 新規就農者が 3 反ほどの農地を買うのは、3 条の下限面積要件で買えないのか。

事務局 新規就農の認定を受け、農業経営基盤強化促進法に基づくことで、50a 未満の土地取得は可能であります。

議長 他にありませんか。

（委員 なし）

議長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ということで決定いたします。

議長 議案第 225 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 225 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、議案書 6～7 ページ通り 6 件の許可申請であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については、担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますので、その説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。それでは、申請番号順に説明させていただきますが、申請番号 1 番、2 番は関連がありますので、続けて説明いたします。

1 番は、譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：上町の〇〇、申請地：大字三宅〇〇番、他 5 筆、登記・現況とも田、面積 3,605 m<sup>2</sup>、権利の内容：規模拡大による、賃貸借権設定です。

続いて 2 番について説明いたします。譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字童子丸〇〇番 1、他 1 筆、登記・現況とも田、面積 2,986 m<sup>2</sup>、権利の内容：規模拡大による賃貸借権設定です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明を順番にお願いします。

15 番 1 番を説明します。1 番は、賃貸借権の設定であります。茶臼原の〇〇さんが、上町の〇〇さんの田を借りて、稲作を行うことで申請がなされました。申請地は〇〇地区になりますが、申請番号 1 番のみでは、36a ほどで、先ほど事務局説明の 50a に満たないところでありますが、申請番号 2 番の借り受け面積を合計しますと 50a を越え、要件を満たすと考えます。〇〇さんは、稲作が主で、コンバイン、田植え機、軽トラックを所有し、事業運営にも問題はないと考えますので、ご審議お願いいたします。

26 番 農地法第 3 条 2 番について説明します。この申請は、譲渡人〇〇さんから譲受人〇

○さんへの賃貸借権設定の案件であります。先ほど1番で説明のありました同じ譲受人○○さんです。農機具等も先ほどの説明の通り、整っており、作付面積も先ほどの説明通りでありますので、なんら問題のないと考えております。ご審議をお願いいたします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

特にありません。

議長 説明がありました1番、2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に3番の説明をお願いします。

局長 3番について説明します。譲受人：福岡県中央区の○○、譲渡人：茶臼原の○○、申請地：大字茶臼原○○番1、他1筆、登記・現況とも畑、面積10,232㎡、権利の内容：規模拡大による賃貸借設定です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8番 3番を説明します。借受人は○○で、キウイフルーツを栽培する企業であります。

申請地は、県道杉安・高鍋線沿いの畑であり、5条申請の4番○○さんの畑の真向かいになります。この会社は、西都市内でも、手広く事業を展開されています。農業経営の意思や労働力、技術等も兼ね備えており、許可相当で、問題はないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 賃貸借料はいくらぐらいですか。

8 番 土地の条件によるらしいですが、電気や水等の供給ができる農地で10aあたり〇〇万円、供給のできない農地は〇〇万円程と聞いております。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします

局 長 4番について説明いたします。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：山田の〇〇、申請地：大字下三財〇〇番1、他2筆、登記 田・現況 畑、面積3,793㎡、権利の内容：規模拡大による、所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 4番の説明をします。申請地は、三財地区、〇〇集落内にある〇〇公民館の隣の畑となります。面積は、約4反であります。受人の〇〇さんは、ハウスきゅうり約7反、水稻約5町5反、路地ピーマン、ゴーヤ等で約1町を作付しており、地元でも大きな農家であります。機械類もトラクター3台、コンバイン、2トントラック等整備されており、許可相当で、特に問題はないと考えますが皆様のご審議をお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10 a あたり〇〇万円です。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番について説明いたします。譲受人：岩爪の〇〇、譲渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字岩爪〇〇番8、他1筆、登記・現況とも畑、面積392 m<sup>2</sup>、権利の内容：規模拡大による、所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

25 番 5番について説明します。申請地は、〇〇中学校から宮崎方面に向かう道を、約1km程進んで、右側の岩爪から長園へ向かう道200m程進んだ左側の農地です。今回の申請は、岩爪の〇〇さんから同じく岩爪の〇〇さんへの畑の売買であります。

申請地は、〇〇さんの農地のちょうど真ん中に位置しており、農道もないために、〇〇さんは、〇〇さんの畑にトラクターを乗り入れないと自分の畑に行けない状況がありました。こうした状況から、〇〇さんから〇〇さんへ、畑の購入を勧められ、売買が成立したものであります。受人の〇〇さんは、水稻、WCS約120aを作付けしており、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック等農業を営むための機械類一式揃っています。周辺関係者等への影響もなく、農地法3条の50aの基準もクリアして

おり、許可相当で問題ありません。ご審議をお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇万円です。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6番の説明をお願いします。

局 長 6番について説明いたします。譲受人：童子丸の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納〇〇番125、他1筆、登記・現況とも畑、面積4,194㎡、権利の内容：高齢化による、所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

21 番 申請地は、3月(先月)5条申請がありました、三納地区の〇〇寺にある山林内の畑であります。タラの木が植えてあります。譲受人は、童子丸の〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんが高齢となり、山林内の畑に上れなくなったことで、〇〇さんへの売買を相談され申請となったものであります。特に問題もなく許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は、10a 当たり〇〇万円です。

議 長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

15 番 現在何か作られているんですか

事務局 タラ木が植えてあります。申請当時は、荒れておりましたが、整備をお願いし、現在は草払いいただき、整備されております。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第 226 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 226 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、所有権移転分と貸借権設定分がありますので、まず初めに、所有権移転分から説明させていただきます。議案書 8～9 ページ通り 3 件であります。

申請番号順に説明します。

1 番 譲受人：妻の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字南方〇〇番 2、登記・現況とも田、面積 207 m<sup>2</sup>です。

2 番 譲受人：岡富の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財〇〇番、登記 田、現況 畑、面積 296 m<sup>2</sup>です。

3 番 譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原〇〇番、登記・現況とも畑、面積 3,777 m<sup>2</sup>です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移



転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については5月を予定しております。

議長 説明がありました1番から3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案同第226号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案同第226号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による、農用地利用集積計画の公告(貸借権設定)については、議案書10~15ページの通り10件であります。申請番号順に説明します。

1番 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字南方〇〇番1、他2筆、登記・現況ともに田、面積2,921㎡、5月から5年の賃貸借権の再設定です。

2番 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方〇〇番、他3筆、登記・現況ともに田、面積3,960㎡、5月から5年の賃貸借権の再設定です。

3番 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方〇〇番1、登記・現況ともに田、面積386㎡、5月から5年の賃貸借権の再設定です。

4番 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納〇〇番、他2筆、

登記・現況とも畑、面積 2,571 m<sup>2</sup>、5 月から 6 年の賃貸借権の再設定です。

5 番 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：平郡の〇〇、申請地：大字平郡〇〇番、他 2 筆、

登記・現況とも田、面積 2,350 m<sup>2</sup>、5 月から 6 年の賃貸借権の再設定です。

6 番 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：神奈川県川崎市の〇〇、申請地：大字加勢〇〇番、

他 1 筆、登記・現況とも田、面積 1,368 m<sup>2</sup>、5 月から 6 年の賃貸借権の再設定です。

7 番 譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北〇〇番、他 1 筆、

登記・現況とも畑、面積 8,977 m<sup>2</sup>、5 月から 5 年の賃貸借権の新規設定です。

8 番 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方〇〇番 3、登記・

現況とも田、面積 1,008 m<sup>2</sup>、5 月から 5 年の賃貸借権の再設定です。

9 番 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納〇〇番、他 5 筆、

登記・現況とも田、面積 7,733 m<sup>2</sup>、5 月から 5 年の賃貸借権の新規設定です。

10 番 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：平郡の〇〇、申請地：大字三納〇〇番 1、登記・

現況とも田、面積 415 m<sup>2</sup>、5 月から 10 年の使用貸借権（年金）の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、5 月を予定しております。

議 長 説明がありました 1 番～10 番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙  
手願います。

8 番 10 番は、お金が発生しないのですか。

事務局 新システムで見づらいかもかもしれませんが、表の中央欄、利用権の賃貸借権は、お金  
が発生し、使用貸借権は無償でお金が発生しません。

議 長 他にありませんか

12 番 8 番は、〇〇万円ですが、ハウス込みですか。

事務局 ハウス込みの金額です。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 227 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 227 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書 16～26 ページの通り、合計 18 件ありますが、すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅〇〇番 10、他 3 筆、登記・現況ともに田、面積 5,325 m<sup>2</sup>、6 月から 10 年の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、5 月 8 日を予定しております。

議長 代表1番の説明がありました。1番～18番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

8番 4番の案件は、中間管理機構によるもので、お金は発生しないのですか。

事務局 4番は、使用貸借権でありますので、お金は発生しません。

8番 中間管理事業であり、個人ではないのにお金が発生しないのはなぜか、教えてください。

事務局 中間管理事業を通しての貸借権設定であっても、土地の状態が悪い、荒らさないための土地管理だけでも良い等貸し手と借り手の間での合意があれば、無償での使用貸借権が設定されるということであり、4番はその事例であることを確認しました。

議長 よろしいですか。他にありませんか

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第228号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第228号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)については担当者が説明いたします。

事務局 説明

議長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

2番 議案書の30ページの1 現状及び課題の管内の農地面積3,984haと31ページの1 現状及び課題の管内の農地面積3,950haの違いはなんですか

事務局 議案書 31 ページの 1 現状及び課題の管内の農地面積は、下の※印記載の通り、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入とありますので、議案書 27 ページの農地面積 3,950ha を記載しています。議案書 30 ページの 1 現状及び課題の管内の農地面積については、下の※印 1 及び 2 により、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地の面積を合計して記載となっておりますので、本市で把握している、遊休農地 A 分類 34.1ha を合計して 3,984ha と記載しているため違いがでています。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認いたします。

議長 議案第 229 号令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 229 号令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) については担当者が説明いたします。

事務局 説明

議長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

3 番 議案書 35 ページ 農家・農地等の概要についてであります。農家数、農業者数は、5 年前の農業センサスのデータですか。

義務局 今年の農業センサスのデータがまだ反映されていませんので、前回のセンサスデータとなります。来年には反映されます。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 15 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

11 番 \_\_\_\_\_

25 番 \_\_\_\_\_